

FAQ（まん延防止等重点措置協力金（4/12～4/24実施分）について）

【令和3年5月12日】

| 質問項目 | | 回答 |
|------------------------|---|---|
| 1 支給要件に関する事 | | |
| ① | 時短営業ではなく、終日休業した場合は協力金の対象になるのか。 | もともと20時以降に営業されている飲食店等が、時短ではなく終日休業された場合で、協力金の支給要件を満たしている場合は対象となります。 |
| ② | 要請期間中に予約が既に入っており、その日は20時以降に営業した場合は、支給対象となるのか。 | 時短営業の協力開始日から要請期間の最終日まで、定休日等の店休日を除き、連続して時短営業に取り組んでいただく必要がありますので、時短営業を行わなかった時点で、それまでの期間は協力金の支給対象外となります。時短営業の協力を再開され、要請期間の最終日まで、定休日等の店休日を除き、連続して時短営業に取り組んでいただいた場合は、その期間が支給対象となります。 |
| ③ | 通常営業で、月～金曜は20時以前に閉店、土曜日は20時以降も営業していた場合、土曜日の営業を20時までに短縮すれば、協力金の対象となるのか。 | 要請期間を通して、土曜日の営業を20時まで（酒類の提供は19時まで）に短縮していただいた場合は、協力金の支給対象となります。その場合、算定対象は時短営業に協力いただいた土曜日の営業日になります。 |
| 2 対象施設に関する事 | | |
| ① | ホテル・旅館について、飲食店の用に供する部分だけを20時までに終了すれば、宿泊業務を行っても、協力金の支給対象となるのか。 | ホテル・旅館は特措法に基づく要請の対象ではないため、協力金の対象外です。ただし、食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受け、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設については要請対象ですので、要請に応じて時短営業を行い、支給要件を満たせば、宿泊業務を行っても支給対象となります。 |
| ② | 以前は20時以降も営業していたが、コロナの影響により最近20時に閉店していた場合は、対象にならないのか。 | コロナの影響以前に20時以降まで営業されていた場合は対象になります。昨年の同時期における営業実態や、直近の営業実態をはじめ、支給要件を満たしているかどうか提出書類をもとに審査をさせていただいた上で支給を決定します。 |
| ③ | コロナの影響で要請前から休んでいる場合は、支援給付金の対象になるのか。 | 令和2年11月から令和3年4月の間に全く営業した実績がない場合は、対象となりません。 |
| 3 申請方法等に関する事 | | |
| ① | 「通常の営業時間」とは、いつの時点の営業時間を記載すればよいですか。 | コロナの影響を受ける前の営業時間を記載してください。 |
| ② | 不定休の場合は、どの日が協力金の対象となるのか。 | 20時以降も営業している飲食店等が、要請に応じて、時短や休業された日が対象になります。昨年の同時期における営業実態や、直近の営業実態をはじめ、支給要件を満たしているかどうか提出書類をもとに審査をさせていただいた上で支給を決定します。 |
| 4 提出書類に関する事 | | |
| ① | 過去の要請期間に係る協力金を申請している場合は、今回の協力金の申請書類を省略することはできるのか。 | これまでに協力金を申請されていても、省略はできませんので、改めて申請書類をご提出ください。 |
| 5 業種別ガイドラインやステッカーに関する事 | | |
| ① | 「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカー」はどこに行けばもらえますか。 | 最寄りの商工会・商工会議所、経済団体、観光協会等で入手いただけます。また、京都会議HPからWEB申込み（パソコン、スマートフォン）も可能です。詳しくは、ホームページ（ https://www.kyotokaigi.com/ ）をご覧ください。 |
| ② | 業種別ガイドライン等に基づき感染防止の取組をしているが、ステッカーの交付を受けていない。何を以て証明するのか。 | 誓約書において、ガイドラインに基づく感染防止の取組をしている旨、誓約していただきます。 |
| ③ | ステッカーの交付を受けている場合でも、「誓約書」においてどのガイドラインに基づく感染防止対策をしているかチェックを記入する必要があるのか。 | どのガイドラインに基づき、感染防止対策をされているのか確認させていただくため、必ずいずれかの項目にチェックをお願いします。あわせて、ステッカーの交付を受けることにもチェックをお願いします。 |
| 6 その他 | | |
| ① | 合併、法人成り、事業譲渡等により、申請時と売上高参照月（令和2年4月又は平成31年4月）と事業主体が異なっている場合も、当該参照月を基準に支給単価を算出して良いか。 | 事業の継続性が認められる場合、過去の売上高を基準に支給単価を算出していただけます。ただし、履歴事項全部証明書等、事業の継続性が確認できる資料の添付が必要です。 |
| ② | 協力金と他の助成金等（雇用調整助成金【国】、持続化給付金【国】、家賃支援給付金【国】、「観光・伝統・食関連」産業連携事業緊急支援補助金【府】等）の両方を受給することができるのか。 | 左記助成金を受給していても、協力金の申請は可能です。なお、協力金が支給対象外となっている方に対する支援制度として、「中小法人・個人事業主のための一時支援金」【国】、「京都市中小企業等再起支援補助金」【京都市】等がございます。詳しくは、制度を所管する組織にお問い合わせください。 |